

11 学校保健安全の推進

①施策の展開	教育環境の充実	課名	学務課
②取組概要	<p>定期健康診断を実施し、疾病予防や治療の指示など適切な措置を講ずるとともに、学校の環境を衛生的に維持し、児童・生徒等の健康の保持増進と学習能率向上を図る。また、学校園管理下における園児・児童・生徒の負傷等に際して各種給付金の手続きを円滑に行う。</p> <p>通学途中での交通事故防止及び日常生活における交通ルールの普及啓発を行う。</p>		
③構成取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策・予防接種協力事務 (2) 学校医・歯科医・薬剤師の委嘱事務 (3) 日本スポーツ振興センター関連事務 (4) P T A協議会安全共済会関連事務 (5) 地域交通安全活動（通学指導）事業 		
④取組計画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校保健会養護教諭部会と協力して、国の学校保健（感染症対策等）の動向を探り、児童・生徒への感染症予防・対策に努める。 (2) 学校園において、定期健康診断を行うことにより、学校教育の円滑な実施とその成果を確保する。 (3)(4) 市立小・中学校及び市立幼稚園管理下における園児・児童・生徒の負傷等に際して、各種給付金の支払い手続きを行う。 (5) 児童の通学の安全を確保するため、関係機関と連携し通学路の安全対策を行う。また児童・園児に対して交通安全指導を行い、交通事故の防止に努める。 		

<p>⑤取組実績</p>	<p>(1) 学校保健会全体調整会を実施し、個別の事案については随時調整を行った。</p> <p>(2) 学校園において、定期健康診断を行うことにより、学校教育の円滑な実施とその成果を確保した。</p> <p>(3) 学校管理下の事故（怪我）等へのスポーツ振興センター処理を円滑に実施した。</p> <p>(4) P T A協議会安全共済会の保護者掛金を改正した。</p> <p>(5) 春の交通安全教室、秋の交通安全教室及び自転車教室を実施した。</p>
--------------	--

<p>⑥評価</p>	<p>(1) 学校保健会養護教諭部会と協力して、国の学校保健(感染症対策等)の動向を探り、適切に事務処理を行えた。</p> <p>(2) 今後も児童・生徒・園児の健康保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を確保する。</p> <p>(3) 現在、おおむね小・中学校の現場で、日本スポーツ振興センター手続きの入力作業を行っているが、まだ数校が入力作業できない環境のため、今後、環境整備が必要である。</p> <p>(4) P T A協議会安全共済会運営について、学校と協力して児童・生徒の事故等に対応しているが、児童・生徒数の減少からか、基金が増え続けている。そのため、平成 24 年度に掛金（規則）を改正することで、保護者負担を軽減することができた。</p> <p>(5) 春・秋の交通安全教室に加え、平成 20 年度より全小学校での自転車教室も導入した。安全教育においては、事故の実態や発生のメカニズムについて、子どもに理解させることが重要であり、子どもたちが自ら身を守るという安全に対する意識が高まった。</p>
------------	--